第５章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育についてのニーズを表す「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、提供量を表す「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとしています。また、同様に地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」や「確保の方策」を記載します。

１　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に考慮し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、市内の教育・保育施設の配置状況や、現在の通園状況等を踏まえるとともに、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮し、市内全域の教育・保育施設等を利用することができるように平塚市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果や人口推計などに基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を計画します。

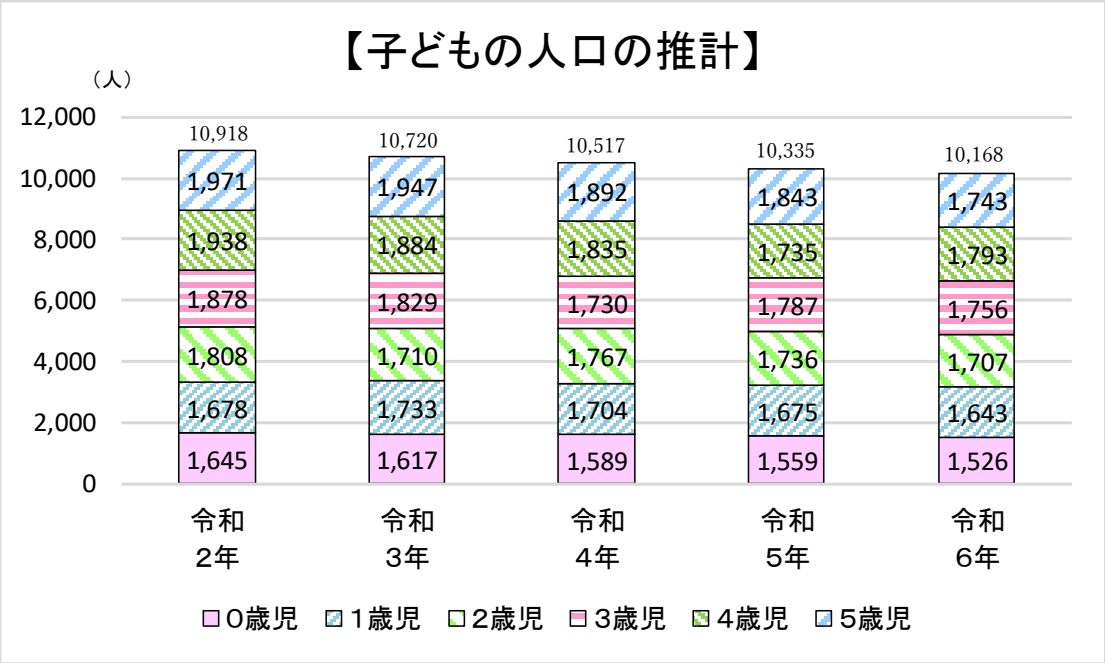

推計：過去の住民基本台帳（各年４月１日現在）を基に計算したもの。

２　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びアンケート調査結果等より把握できた利用希望を踏まえて、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

（１）「量の見込み」を「認定区分」、「家庭類型」等から算出

①　認定区分について

保護者が子どもの教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について国の定める基準（子ども・子育て支援法第１９条第１項）に基づいた市の認定を受ける必要があります。

「保育の必要性」の事由
（子ども・子育て支援法施行規則第１条の５）

〇以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
①就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む
②妊娠、出産
③保護者の疾病、障がい
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等
・同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
⑤災害復旧
⑥求職活動
・起業準備を含む
⑦就学
・学校に在学・職業訓練校等における職業訓練を含む
⑧虐待やＤＶが行われている又はそのおそれがあること
⑨育児休業※取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定を受けた上で、家庭の就労実態等に応じて利用可能な保育必要量に応じて、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）と保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）に区分されます。

	保育の必要性がある		保育の必要性がない	
０～２歳児	３号 保育認定	保育標準時間（１１時間）		
		保育短時間（８時間）		
３～５歳児	２号 保育認定	保育標準時間（１１時間）	１号 教育認定	教育標準時間 （３～４時間）
		保育短時間（８時間）		

②　家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、家庭類型に分け、１号・２号・３号のどの区分に該当する子どもか想定することが必要です。

アンケート調査結果から、対象となる子どもの親やその就労状況により、下表のとおり８タイプに類型化します。「家庭類型」として区分し、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」を導き出します。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">母親
父親</th><th rowspan="2">ひとり親</th><th rowspan="2">フルタイム就労（産休・育休含む）</th><th colspan="3">パートタイム就労（産休・育休含む）</th><th rowspan="2">未就労</th></tr>
<tr><th>月１２０時間以上の就労</th><th>月１２０時間未満６０時間以上の就労</th><th>月６０時間未満の就労</th></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親</td><td>タイプＡ</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">フルタイム就労（産休・育休含む）</td><td rowspan="5"></td><td>タイプＢ</td><td>タイプＣ</td><td colspan="2">タイプＣ’</td><td rowspan="4">タイプＤ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">パートタイム就労（産休・育休含む）</td><td>月１２０時間以上の就労</td><td>タイプＣ</td><td>タイプＥ</td><td colspan="2" rowspan="2">タイプＥ’</td></tr>
<tr><td>月１２０時間未満６０時間以上の就労</td><td rowspan="2">タイプＣ’</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>月６０時間未満の就労</td></tr>
<tr><td colspan="2">未就労</td><td colspan="4">タイプＤ</td><td>タイプＦ</td></tr>
</table>

保育の必要性あり　　保育の必要性なし

タイプＡ　：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
タイプＢ　：フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプＣ　：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月１２０時間以上＋下限時間～１２０時間の一部 ）
タイプＣ’：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～１２０時間の一部）
タイプＤ　：専業主婦（夫）家庭
タイプＥ　：パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月１２０時間以上＋下限時間～１２０時間の一部）
タイプＥ’：パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～１２０時間の一部）
タイプＦ　：無業の家庭（両親とも無職の家庭）

・　育児・介護休業中の方も就労しているとみなして分類しています。

（２）「量の見込み」等を算出する項目

アンケート調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、量の見込み（需要）と確保の状況（供給）を確認し、不足する場合は確保の方策（整備目標）を定めます。

【　教育・保育の項目　】

認定区分	対象事業		事業の対象家庭	対象年齢
１号	教育認定	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	専業主婦(夫)家庭 両親就労短時間家庭 両親就労家庭（幼稚園利用希望）	３～５歳児
２号	保育認定	認定こども園（保育所部分） 保育所	ひとり親家庭 両親就労家庭	
３号	保育認定	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育（小規模保育等）		０～２歳児

【　地域子ども・子育て支援事業の項目　】

	対象事業	事業の対象
1	**時間外保育事業**（延長保育事業）	在園児の全ての家庭
2	**放課後児童健全育成事業**（学童保育）	ひとり親家庭、両親就労家庭
3	**地域子育て支援拠点事業**	全ての家庭
4	**一時預かり事業** （幼稚園における一時預かり）	在園児の全ての家庭
5	（保育所等における一時預かり）	全ての家庭
6	**病児・病後児保育事業**	病気や病気回復期の児童がいて保護者の理由等事情により保育が必要な家庭
7	**ファミリー・サポート・センター事業** （子育て援助活動支援事業）	全ての家庭
8	**利用者支援事業**※	全ての家庭
9	**妊婦健康診査事業**	全ての妊婦
10	**乳児家庭全戸訪問事業**	生後４か月までの乳児がいる全ての家庭
11	**養育支援訪問事業**	養育支援訪問を必要とする家庭
12	**実費徴収に係る補足給付を行う事業**	実費負担の軽減を必要とする家庭
13	**子育て短期支援事業**	保護者の事情により児童の養育が一時的に困難になった家庭
14	**多様な主体の参入を促進する事業**	事業者

（３）ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

ステップ１

～家庭類型の算出～
アンケート回答者を両親の就労状況で分類します。

タイプＡからタイプＦの８つの家庭類型があります。１０３ページ参照

ステップ２

～潜在家庭類型の算出～
ステップ１の家庭類型からさらに、両親の今後１年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。
○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ３

～家庭類型別の将来児童数の算出～
人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型（割合）を掛け合わせます。

ステップ４

～利用意向率の算出～
事業やサービスごとに、利用希望者数を回答者数で割ります。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童健全育成支援事業等は保育を必要とする家庭に限定しています。

ステップ５

～事業やサービスごとに対象となる児童数の算出～
将来児童数に潜在家庭類型（割合）を掛け合わせ、家庭類型別児童数を算出します。

本当に利用したい真のニーズ量を算出します。

ステップ６

～ニーズ量の算出～
家庭類型別児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和２年度から令和６年度まで各年のニーズ量が算出されます。

・　ニーズ量とは、アンケート調査結果から算出された各事業・サービスの利用意向率を、対象児童数に掛け合わせて算出した数値です。
・　上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズからどの対象者がどのくらいの量を必要としているか、現状とどのくらい乖離が生じているか等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

３　各年度における教育･保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

（１）幼稚園、保育所、認定こども園等

【事業概要】

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の成長を助長することを目的としています。保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前子どもの保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。また、認定こども園は、幼稚園と保育施設が一体化した施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設です。

特定地域型保育事業は、小規模（定員６～１９人の施設）、家庭的（５人以下の子どもを保育者の居宅等で保育）、居宅訪問型（保育者が子どもの居宅で保育）、事業所内（事業所の従業員の子どもを保育）があります。

企業主導型保育施設は、企業が設置し、従業員の子どもや地域の子ども（地域枠）を保育する施設で、国の示す一定の基準を満たす施設であることから、確保方策に見込んでいます。

【現状】

平成３１年４月１日現在		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
児童数（平成３１年４月１日現在）		5,830 人			3,629 人	1,592 人
需要率			53.7%	42.1%	41.9%	15.8%
ニーズ量（幼稚園は令和元年５月１日現在）			3,130 人	2,457 人	1,521 人	252 人
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）		955 人	2,210 人	1,152 人	384 人
	従来制度の幼稚園		3,430 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内）		0 人	0 人	30 人	8 人
	企業主導型保育施設の地域枠		0 人	6 人	36 人	10 人
	提供量合計		4,385 人	2,216 人	1,218 人	402 人
過不足分（提供量－ニーズ量）			1,255 人	▲241 人	▲303 人	150 人

- 需要率は、児童数に対する各ニーズ量の割合
- 保育所等では、基準の範囲内で定員を超えた受入れも行っています。
- 企業主導型保育施設の地域枠とは、企業が従業員の子ども向けに設置した保育施設において、施設の判断で、定員の一部に従業員以外の子どもを受け入れるものです。
- 特定教育・保育施設の幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園です。

（２）令和２年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【今後の方向性】

令和元年１０月から「幼児教育・保育の無償化※制度」が始まりました。その影響など今後の利用状況を注視し、提供量（確保方策）の確保に努める必要があります。

幼稚園においては、定員に対し、入園率が７０％弱となっているため、認定こども園への移行や幅広い年齢の受入れに必要な支援を行っていきます。

保育所においては、１・２歳のニーズに対する施設が不足をしているため、０～２歳児を対象とした小規模保育事業所の施設整備を進めるとともに、企業主導型保育事業の地域枠の活用を図っていきます。また、小規模保育事業所における入所児童について、３歳児以降は、連携施設への円滑な入所を推進します。

さらに、民間保育所の保育士確保や就労に対する支援、施設面積及び保育士の配置といった条件を満たした上で、定員を超えた受入れを行うこと等により、教育・保育の提供体制の確保に努めます。

【令和２年度】

		令和２年度				
		１号	２号		３号	
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
児童数推計		5,787 人			3,486 人	1,645 人
需要率		46.1%	7.3%	42.6%	42.7%	16.0%
ニーズ量の見込み		2,669 人	420 人	2,463 人	1,487 人	264 人
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）	865 人		2,457 人	1,406 人	386 人
	従来制度の幼稚園	3,430 人		0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内）	0 人		0 人	44 人	13 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人		6 人	53 人	15 人
	提供量合計	4,295 人		2,463 人	1,503 人	414 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		1,206 人		0 人	16 人	150 人

- 需要率は、児童数推計値に対する各ニーズ量の見込みの割合
- ニーズ量の見込みは、児童推計×需要率（小数点第２位以下の表示を省略）です。
  端数調整があるため、上記計算と表の数値が一致しない場合があります。
- 各年度の提供量は、基準の範囲内で定員を超えた受入れを行う分も見込んだものです。

【令和３年度】

		令和３年度				
		１号	２号		３号	
		３歳以上 教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳 保育が必要	０歳 保育が必要
			教育希望が 強い	左記以外		
児童数推計		5, 660 人			3, 443 人	1, 617 人
需要率		46. 4%	7. 3%	43. 0%	43. 4%	16. 3%
ニーズ量の見込み		2, 625 人	413 人	2, 433 人	1, 495 人	263 人
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育所、認定こども園）	1, 147 人		2, 495 人	1, 406 人	386 人
	従来制度の幼稚園	3, 010 人		0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内）	0 人		0 人	60 人	16 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人		6 人	53 人	15 人
	提供量合計	4, 157 人		2, 501 人	1, 519 人	417 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		1, 119 人		68 人	24 人	154 人

【令和４年度】

		令和４年度				
		１号	２号		３号	
		３歳以上 教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳 保育が必要	０歳 保育が必要
			教育希望が 強い	左記以外		
児童数推計		5, 457 人			3, 471 人	1, 589 人
需要率		46. 6%	7. 3%	43. 4%	44. 2%	16. 5%
ニーズ量の見込み		2, 544 人	400 人	2, 369 人	1, 535 人	262 人
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育所、認定こども園）	1, 147 人		2, 495 人	1, 406 人	386 人
	従来制度の幼稚園	3, 010 人		0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内）	0 人		0 人	76 人	19 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人		6 人	53 人	15 人
	提供量合計	4, 157 人		2, 501 人	1, 535 人	420 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		1, 213 人		132 人	0 人	158 人

【令和５年度】

		令和５年度				
		１号	２号		３号	
		３歳以上 教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳 保育が必要	０歳 保育が必要
			教育希望が 強い	左記以外		
児童数推計		5,365 人			3,411 人	1,559 人
需要率		46.8%	7.4%	43.9%	45.0%	16.7%
ニーズ量の見込み		2,514 人	396 人	2,353 人	1,535 人	261 人
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育所、認定こども園）	1,147 人		2,495 人	1,406 人	386 人
	従来制度の幼稚園	3,010 人		0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内）	0 人		0 人	76 人	19 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人		6 人	53 人	15 人
	提供量合計	4,157 人		2,501 人	1,535 人	420 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		1,247 人		148 人	0 人	159 人

【令和６年度】

		令和６年度				
		１号	２号		３号	
		３歳以上 教育希望	３歳以上保育が必要		１・２歳 保育が必要	０歳 保育が必要
			教育希望が 強い	左記以外		
児童数推計		5,292 人			3,350 人	1,526 人
需要率		47.1%	7.4%	44.3%	45.8%	16.9%
ニーズ量の見込み		2,494 人	392 人	2,344 人	1,535 人	259 人
提供量（確保方策）	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育所、認定こども園）	1,147 人		2,495 人	1,406 人	386 人
	従来制度の幼稚園	3,010 人		0 人	0 人	0 人
	特定地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内）	0 人		0 人	76 人	19 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人		6 人	53 人	15 人
	提供量合計	4,157 人		2,501 人	1,535 人	420 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		1,271 人		157 人	0 人	161 人

【０～２歳の保育利用率】

待機児童対応を図るため、０～２歳児の保育利用率の目標値を設定します。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
児童数推計	5,131 人	5,060 人	5,060 人	4,970 人	4,876 人
提供量合計	1,917 人	1,936 人	1,955 人	1,955 人	1,955 人
保育利用率（目標値）	37.4%	38.3%	38.6%	39.3%	40.1%

４　各年度における地域子ども･子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法に、地域子ども・子育て支援事業が規定されています。

（１）時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を延長して保育を利用する事業です。

【現状】

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度見込み
利用者数	1,938 人	2,106 人	1,970 人	1,871 人	1,921 人
実施箇所数	38 か所	41 か所	42 か所	42 か所	44 か所

・　利用者数は実人数

【今後の方向性】

認可保育所等の入所者のうち、時間外保育の利用者が増加見込みにあることから、本事業においてもニーズ量に対応します。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量	1,936 人	1,961 人	1,986 人	2,011 人	2,041 人
実施箇所数（確保方策）	46 か所	49 か所	50 か所	50 か所	50 か所
提供量	1,936 人	1,961 人	1,986 人	2,011 人	2,041 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

・　ニーズ量、提供量は実人数

（２）放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

【現状】

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度見込み
利用児童数	1,129 人	1,098 人	1,131 人	1,205 人	1,237 人

・ 利用児童数は実人数

【今後の方向性】

働き方の多様化や女性の活躍推進等により、放課後児童クラブに対するニーズは高いものがあることから、利用者全体の見込み量に沿った確保を目指します。

放課後児童健全育成事業の事業量の見込みについては、児童数の減少と利用ニーズの増加のバランスに大きく影響を受けることから、実質の利用児童数の増減を注視し、ニーズ量に合った提供量の確保に努めます。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量	1,270 人	1,304 人	1,339 人	1,374 人	1,410 人
１年生	412 人	423 人	434 人	446 人	457 人
２年生	357 人	367 人	377 人	386 人	397 人
３年生	255 人	262 人	269 人	276 人	283 人
４年生	137 人	141 人	144 人	148 人	152 人
５年生	76 人	78 人	81 人	83 人	85 人
６年生	33 人	33 人	34 人	35 人	36 人
提供量	1,270 人	1,304 人	1,339 人	1,374 人	1,410 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実施箇所数（確保方策）	45 か所	46 か所	46 か所	46 か所	46 か所

・ ニーズ量、提供量は実人数

（３）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【現状】

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度見込み
延べ利用者数（子どもの人数）	31,213 人	34,491 人	33,493 人	32,463 人	31,284 人
実施箇所数	4 か所	4 か所	5 か所	6 か所	6 か所

【今後の方向性】

事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、事業を実施します。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量	31,376 人	31,470 人	31,563 人	31,657 人	31,751 人
実施箇所数（確保方策）	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

・　ニーズ量は延べ利用者数

（４）幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園において実施しています。

【現状】

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度見込み
延べ利用者数	4,421 人	11,212 人	10,168 人	18,365 人	15,072 人
実施箇所数	4 か所	6 か所	6 か所	7 か所	8 か所

【今後の方向性】

ニーズを踏まえて、制度や利用方法の周知を図りながら実施します。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量	14,875 人	20,951 人	20,643 人	21,056 人	21,127 人
実施箇所数（確保方策）	8 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
提供量	14,875 人	20,951 人	20,643 人	21,056 人	21,127 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

- ニーズ量、提供量は延べ利用者数
- 上記以外の幼稚園においても、預かり保育を実施しています

（５）保育所等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や心身の疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度見込み
延べ利用者数	15,105 人	15,345 人	17,036 人	15,412 人	13,617 人
実施箇所数	18 か所	19 か所	19 か所	19 か所	20 か所

【今後の方向性】

子どもの預かりを必要とするときに対応ができるよう、事業を実施します。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	13,337 人	12,879 人	12,569 人	12,086 人	11,599 人
実施箇所数（確保方策）	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所
提供量	13,337 人	12,879 人	12,569 人	12,086 人	11,599 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

・　ニーズ量、提供量は延べ利用者数

（６）病児・病後児保育事業

【事業概要】

保護者の就労等の理由で、病気の児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）を保護者が保育できない際に、保育施設等で子どもを預かる事業です。

【現状】

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度見込み
延べ利用者数	265 人	311 人	262 人	239 人	254 人
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【今後の方向性】

現在病後児保育を１か所で実施しています。時期により定員を超える利用申込みがあることなどから、事業の拡充（病児保育の実施）に向け取り組みます。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量	605 人	622 人	639 人	657 人	677 人
実施箇所数（確保方策）	1 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所
提供量	732 人	1, 464 人	1, 464 人	2, 196 人	2, 196 人
過不足（提供量－ニーズ量）	127 人	842 人	825 人	1, 539 人	1, 519 人

・　ニーズ量は、延べ利用申込者数
・　提供量　＝　３人／日　×　実施箇所数　×　開所日数（平均２４４日）

（７）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行う事業です。

依頼会員の対象は、０歳から小学校６年生までの子どもの保護者です。

【現状】

		平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度見込み
支援会員		272 人	275 人	284 人	253 人	257 人
依頼会員		1, 120 人	1, 195 人	1, 289 人	1, 341 人	1, 387 人
両方会員		42 人	45 人	42 人	30 人	30 人
利用者数		2, 045 人	2, 478 人	2, 798 人	2, 252 人	2, 576 人
	うち就学児童	552 人	574 人	792 人	646 人	722 人

・上記数値は、支援会員、依頼会員には両方会員を含みません。利用者数は延べ人数

【今後の方向性】

支援会員に対し、預かり中の子どもの安全対策に係る研修を実施するとともに、支援会員の声を聞きながら研修の充実を図っていきます。また、積極的な PR 活動を行い、支援会員を増やします。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量		2, 656 人	2, 604 人	2, 557 人	2, 512 人	2, 467 人
	うち就学児童	797 人	779 人	767 人	754 人	738 人
提供量		2, 656 人	2, 604 人	2, 557 人	2, 512 人	2, 467 人
過不足（提供量－ニーズ量）		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

・　ニーズ量、提供量は延べ人数

（８）利用者支援事業

【事業概要】

平塚市保健センター内に子育て世代包括支援センター※「ひらつかネウボラルームはぐくみ」を平成２９年４月に開設、運用を開始し、保健師、助産師、管理栄養士、保育士を専任配置して、妊娠期から出産、育児期(就学前まで)に至るまで、切れ目のない支援を行っています。

内容として、全妊婦に対して専門職による面接の実施や、妊娠届出書の受理、母子健康手帳と妊婦健診助成券等の交付、出産や育児に関する情報提供、支援プランの作成、関係機関等と連絡調整（ネットワーク会議等の開催)、妊娠・出産・育児の悩みや不安の相談対応などを実施しています。

【現状】

母子保健型	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度見込み
実施箇所数（確保方策）	０か所	０か所	１か所	１か所	１か所

【今後の方向性】

妊娠期から育児期までの切れ目のない支援の充実を図っていきます。

母子保健型	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施箇所数（確保方策）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

・利用者支援事業※は、「基本型」、「特定型」、「母子保健型」があり、本市では、「母子保健型」を実施しています。

（９）妊婦健康診査事業

【事業概要】

母子保健法第１３条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度見込み
妊 娠 届 出 数	1,840 人	1,854 人	1,686 人	1,646 人	1,577 人

【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子ともに安心・安全な出産を目指します。

さらに「ひらつかネウボラルームはぐくみ」では、母子健康手帳と妊婦健診助成券を交付する際に全ての妊婦と面接を行い、妊娠の届出が妊娠２２週以降や若年（１０代）等のハイリスク妊娠で、妊娠中からの支援が必要な妊婦を早期に把握し、医療機関等と連携を図りながら安心・安全な出産を迎えることができるように支援体制を充実させます。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニ ー ズ 量	18,770 人	18,206 人	17,697 人	17,237 人	16,823 人
実 施 体 制（確 保 方 策）	実施場所：総合病院１か所　開業医６か所等 検査項目：国の基準に準じて実施				

・ ニーズ量は延べ人数

（１０）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を助産師や保健師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度見込み
訪　問　数	1,570 人	1,504 人	1,674 人	1,594 人	1,533 人
訪　問　率	95.6%	93.4%	95.4%	96.1%	96.3%

・　訪問数は実人数

【今後の方向性】

子育てに不慣れな母親の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努めます。

さらに、「ひらつかネウボラルームはぐくみ」において妊娠期から支援を必要とする家庭を把握し、関係機関とのネットワークにより支援します。特に、産後は早期に訪問するなど、切れ目のない支援体制を充実させます。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニ　ー　ズ　量	1,587 人	1,564 人	1,540 人	1,512 人	1,482 人
実　施　体　制（確保方策）	看護職員が支援にあたれるよう人員の確保に努める。				

・　ニーズ量は実人数

（１１）養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います　また、要保護児童等に対する支援のために要保護児童対策協議会（児童虐待防止等ネットワーク協議会）を設置しています。

【現状】

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度見込み
訪　問　人　数	6 人	4 人	4 人	4 人	10 人

・　訪問人数は実人数

【今後の方向性】

適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り実施します。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニ　ー　ズ　量	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
実　施　体　制（確保方策）	事業所に委託しヘルパー派遣を実施				

・　ニーズ量は実人数

（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●

低所得の保護者の負担軽減を図るため、幼稚園（従来制度）を利用した場合の食事（副食）の提供に要する費用を助成します。

（１３）子育て短期支援事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育をすることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

アンケート調査によるニーズ量はありませんでしたが、事業について研究します。

（１４）多様な主体の参入を促進する事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●

この計画や「子育て安心プラン」による保育の受け皿整備を進めていくためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、情報の提供、助言、その他の支援等を行う事業です。

５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年１０月から「幼児教育・保育無償化制度」が始まりました。

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や特定地域型保育事業（小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内）の利用のほかに、保育料（利用料）が無償となる施設・事業があります。対象となる子ども・子育て支援施設や事業について、利用者（利用希望者）や事業者へ引き続き制度の周知を図ります。

（１）子ども・子育て支援施設等

幼児教育・保育無償化制度の対象となる施設・事業は次のとおりです。ただし、年齢や施設・事業等によって無償となる範囲は異なります。

〇対象となる施設・事業

幼稚園（従来制度）、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設※、
企業主導型保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、
ファミリー・サポート・センター事業、障がい児の発達支援　　等

（２）子ども・子育て支援施設等の確認

幼児教育・保育無償化制度の対象施設・事業となるには、市町村の確認が必要となります。施設の設置者又は事業を行うものは、市町村へ申請し、確認を受ける必要があります。市町村は、施設・事業について法令等の基準を満たしている場合、公示します。公示された施設・事業を利用した場合は、保育料（利用料）の無償対象となります。

確認後における施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、立入調査や是正指導等について、都道府県と連携をとり、事業の円滑な実施を図ります。